

二国間通商摩擦のとらえ方に関する一考察

日中、米中摩擦、そして、多国間通商協定を中心にして

対馬 宏

要 旨

本論文では、二国間通商摩擦について述べる。もう少し詳しくいうとするならば、二国間の通商摩擦が本来経済学的に考える論理的思考でとらえられていないことについて分析する。

手法としては、実例を挙げ分析する。2001年に起こった日中貿易摩擦と2019年以降に起こっている米中貿易摩擦の二つである。この二例は二国間の組み合わせも異なる上、起こされた摩擦の規模が質的にも量的にも全く異なる。従って、同じ貿易摩擦を分析するに当たっても同列に並べることは通常では好ましいとは言えない。にもかかわらず、その二例を取り上げるのは、本来国際経済的にとらえられるはずの通商摩擦がいつの間にか、ナショナリズムの対立に変貌していくという意味で、きわめて類似しているからである。

本論文は、二国間に横たわる利害関係を二国ではなく細分化したステークホルダーの利害関係から見ることによって、その実態をとらえ、通商摩擦をより客観的に眺める方法を導くことを目的とする。

I. はじめに

一般的には、通商摩擦は二国間の対立と捉えられることが多い。しかし、そのようなとらえ方は一面的であり、時には不用意に、不必要な国家間対立、民族対立、ナショナリズムの台頭を助長してしまうこともある。それが経済理論に適ったものであれば、目を配ることも出来るのだが、残念ながら大きく異なることもある。

本論文ではこのような事象を国際経済学的に眺めその問題点を指摘することとする。

II. 日中貿易摩擦より

本章では、日中貿易摩擦について考えてみよう。2001年から起こった事件である。日中貿易摩擦は、国際経済学的な考え方の基本と国際政治の上で考えられる二国間対立について分析するのにきわめて有効と考えられる。

1. 表面的な事実関係

まず、事実関係である。2001年に勃発したこの事件であるが、以前より農産物の輸入に関して貿易摩擦の火種はあった。両国は政府レベルで話し合いを重ねていたが、妥協点が見つからず、そのうち

に長ネギ、生椎茸、畳表の中国からの輸入が急増したのである。ここにおいて日本側は、同3品目に対してセーフガードを掛けることとした。しかし問題はここにとどまらなかった。中国側は日本側に対し特別関税といういわば報復措置を取ってきたのである。メディアにも記事が載り、様々な憶測が流れることになった。そして、両国のこの問題は単なる国際経済問題ではなく、ナショナリズムの対立となり、政治化していったのである*注¹。

ここで、メディアの報道を通じ、どのように捉えられていたかを見てみよう*注²。

中国は土地も広く、長ネギの生産が過剰となり、余った生産物を日本での農家のことなど考慮せず輸出した、というとらえ方である。ここには、中国側が強い立場にあり、日本側がそれを甘んじて受けるというイメージがある。日本側が国内の農家を守るためにやむなくWTOの基準に則りセーフガードという対策を取った。このWTOのセーフガードに対しては報復をしてはいけないという規定があったが、中国側はWTOに未加盟なことをいいことに、特別関税という事実上の報復措置を取ってきた。

概ねこのようなところであろう。

2. 実態に即した事実関係

しかし、事実はかなりこれとは違っているようである。実態に即して述べてみることにしよう。

中国の農家は生産過剰のネギを輸出していたわけではなく基本的に対日輸出のためだけに生産していた。作付けの決定は事実上中国側農村の指導者と日本の商社（開発事業者）によってなされ、個々の中国側の農家に作付け選択の余地はなかった。そういう中では、法律的に問題ないかどうか開発事業者を中心とした全て貿易関連の専門家がチェックを行っているわけである。すなわち、日本の長ネギは中国で消費される長ネギとは異なり、中国の農家が余った長ネギを売るなどということは不可能だったのである。

そもそも、工業製品を輸出するときでも、自国の余剰生産品を出荷することなどない。どんなときにも輸出仕様の変更を行うし、現場の工場でも生産計画でも当初から輸出すると決定して輸出を行う。農家一軒一軒に輸出権限があるわけでもなく、余ったことを確認してから輸出を決めるなどということはないのである。事前に売り渡し価格も決まっており、利益も当然のことながらおおむね確定される。まして、農産物は生鮮食料品である。余剰を輸出することなどあり得ない。そこへ来て、新しい法的措置としてのセーフガードが出てくる。少なくとも中国側の生産者としては、寝耳に水ということになる。

3. セーフガードとWTOから見た事実関係

セーフガードとは緊急輸入制限と訳される。特定の製品・商品の輸入急増時に発動される貿易政策で、当然のことながら当該国内産業を保護するために行われる。WTOに加盟している国については緊急時という点で行使が許されている。そして、それに対して報復はしてはいけないということになっている*注³。

ここで難しいのは、こうした措置がこのセーフガードに値するかどうかの認定である。これが認められれば、それに対して報復禁止が言えることになる。しかし、セーフガードに対してはそうした認定が事前に行われることはまずない。とにかく、やってしまうのである。それが不服であれば、WTOの原則に合うか合わないかの認定がないままWTOに訴えることになる。

さらに指摘しよう。中国がとった特別関税の措置はWTOでは報復と認定され禁止事項になっていたが、当時中国はWTOに未加盟でありかつ加盟を熱望していた。これが事実である。WTOに加盟した国が輸出工業化政策を採りどのように経済発展を遂げてきたかは、日本経済について逐一研究を続けてきていた中国の研究者にとっては手に取るようにわかっていた。そして、同時に、WTOに加盟することが如何にハードルが高いかについてもよく理解されていた。WTOに加盟するには全ての既加盟国の承認を取り付けなければならないことになっていた。もちろん日本からの承認も必要となる。そのような状況下で、日本とのもめ事など起こしたくなかったのである。

前述したように、セーフガードに対抗する形で中国政府は日本からの輸入工業製品3品目について特別関税の措置を執ることを通告してきた。そして、メンツのある国とはいえ、この3品目の選択の仕方は絶妙であったと言える。自動車、エアコン、携帯電話を中国政府が選んだのは表向き日本の得意分野の製品を選び内外への中国政府の毅然たる姿勢を示すためであり、3品目の合計でも日本からの輸入総額の1.9%に過ぎないため日本は実質的な被害は想定されず、対日配慮の意図が明らかに滲み出た選定だった。

ここまで書いてきたところで、前節（2章の1節）で述べた内容には相当な誤謬があることがわかる。この問題で中国側に大きな責任があるという考え方にはかなりの無理があるのである。

4. メディアの反応

では日本側が間違っている（あるいは正しい）。こういった判断は出来るのであろうか。このところを確かめるべくここでは、当時の様子を伝えた、いくつかの論文等を見てみよう。新聞記事、ニュースも参考に当時のメディアマスコミの反応も見ていくことにしてみよう*注4。

これらの特徴的なこととして指摘できることは以下のことである。

基本的に、どのニュースソースも論文も国対国としてこの事件を捉えていると言うことである。すなわち、日中貿易摩擦の事件であり、底流に、そして、前面にナショナリズムとしての貿易摩擦があるのである。

守る「日本」側と攻める「中国」側があり、日本に属する私を含めたニホンジンは日本側に立つ。中には畳表・生シイタケ・長ネギのセーフガードに異議を唱える少数の日本側の人間はいるものの、中国側の特別関税措置（いわゆる報復関税と称されている）に対しては概ね冷ややかである。

当然である。それが「貿易」摩擦の根本なのだから。

そして、セーフガードが妥当か、それに対する特別関税が擁護できるのかという観点から日中のこうした一連の措置に対するいわば、国家レベルでの善悪をメディア、そして時には識者が論じている。

Ⅲ. 貿易摩擦とステークホルダー

1. ステークホルダーに分解した場合の貿易摩擦

本論文では、これに関する関係を、各企業体、生産者体、消費者側、そして政府、中間を取り持つ今回の事業者などとステークホルダーを分けて考えることにより、分析を試み通商摩擦、貿易摩擦に二国間対立と異なる新しい視点を加える。

まず、ステークホルダーとして、日本の長ネギ（豊表、生椎茸）農家、日本の特別事業者、日本の消費者、中国のネギ農家、中国の消費者、中国の自動車会社、日本の農林水産省、日本の経済産業省、日本の自動車会社と考える。さてこうしたステークホルダーたちは、セーフガード発動で、損をするのか得をするのかを考えるのである。

恐らく大方の考え方としては、日本政府がセーフガードを発動した場合、得をするあるいは助かるのは日本で、損をするのは中国側という考え方であろう。しかし、ネギマを食べたい日本人だっているだろうし、セーフガードでほくそ笑む中国人だっているだろう。それを細かく考えていくのである。

表1を見ながら考えていこう。まず、日本のネギ農家である。これは得するあるいは助かることは間違いない、というか、そのために行われるセーフガードだからである。そして、仕掛け人としての特別事業者（ここでは商社と呼んでおこう）は自らの事業に滞りが生じるわけで損する側にまわる。一方で、日本の消費者、これは完全な日本側であるが、セーフガードにより安価な長ネギの購入が困難になるわけで損ということになる。

表1 セーフガードと日中の各ステークホルダーの立場

ステークホルダー	損得
日本のネギ農家	得するあるいは助かる
日本の商社	損する
日本の消費者	損する
中国のネギ農家	損する
中国の消費者	損する
中国の自動車会社	得するあるいは助かる
日本の農水省	得するあるいは助かる
日本の経済産業省	損する
日本の自動車会社	損する

(各種資料より筆者作成)

中国側にも目を配ってみよう。ネギ農家であるが、ここでいうネギ農家は日本向けの輸出産品を栽培しているネギ農家である。当然のことながらセーフガードで損をするということになる。そして中

国の消費者である。消費者は保護・規制によってどこにいても損、自由貿易によって得をすることになっている。この場合もそれに該当し、セーフガードは損ということになる。次は中国の自動車会社についてである。これは長ネギのセーフガードの余波により、中国政府が自動車に特別関税をかけることになった。このため、結果的に保護されることとなり、大きくはないが得をすることになる。

次は、日本側に再度目を戻し、省庁・自動車会社についてみる。日本の農水省であるが、これはセーフガードにより農家の監督官庁であるため守られることになり得となる。一方、産業界（製造業）の監督官庁である経済産業省は、中国側の特別関税を誘発することになったセーフガードで間接的に損をすると考えられる。そして最後に、工業製品3品目のうちの1つである自動車を製造する自動車会社では損をするということになる。

すなわち、「日中貿易摩擦とは言うが、日本と中国の貿易対立が真相ではない」ということである。日中間のセーフガードの問題は、日中国家間の貿易摩擦と言うよりは、日本国内での対立、より具体的には

- ① 製造業を監督する「日本の」経済産業省 vs 農政を所管する「日本の」農林水産省、そして、
- ② 「日本の」特別事業者 vs 「日本の」農家という側面の方が強かったのだ。

中国はステークホルダーとしては影が薄いのである。こういう形が真相ならば、中国側（まとまった中国側というものがあるとすれば）としては、このようなもめ事が起こる前に、先に日本側で話を付けておいてくれないかと考えるのは当然であったろう。

2. ステークホルダーの分析とその結果

以上のいくつかの分析により、以下の2つのことが明らかになる。

1つは、生産者と消費者ではその利害関係が異なるということである。消費者は日本でも中国でも損と言うことになる。理由は簡単で、双方とも、国内での生産物消費に切り替えた結果価格上昇となるためである。

生産者は、一方、このように同方向にはならない。セーフガードを掛けてもらった日本の農家はもちろん利益を得、中国の生産者は損をする。問題はこの金額である。消費者はネギを一日中食べているわけではなく、自動車を毎年買っているわけでもない。従って、消費者の損害は、広く薄く広範囲に拡がる。が、生産者の場合、そうではない。ネギ農家ならネギ農家に集中し、それは、商売替えをしたり、あるいは、生計が傾くほどの影響が来る。

2つめは、これはナショナリズムに関することであるが、国対国、ここで言えば、日本対中国ではないということである。日本対中国の図式であれば、日本の農家も自動車会社も一般消費者も、また、中国側であれば、中国の農家も自動車会社も消費者も、そろって、利益享受者なら享受者、逆なら逆になっていないといけなはずである。それでこそ日中対立が鮮明になり、日中間の貿易摩擦となる。

しかし、実際には状況が異なる。セーフガードが発効することになり得をするのは、日本の農家が第一に来る。これは直接的にそうであるから理解しやすい。そして、これに並んで、日本側では農水省が入る。そして、権益者は中国側にもいて、中国の自動車会社になる。

一方で、損する側は日本の製造業者、事業者（商社）、経済産業省であり、中国の農家ということになる。こうしてみると、日本対中国と考えることはきわめて短絡的なことだと言ったことがわかる。だがこれが一般的な理解なのである。

そして、これを積み重ねていくと、貿易摩擦は常に国対国の話になってしまう。せっかくグローバル化するものが前進し、世界が一体化する。そして、地球全体でよりよいものを交換することになり、さらにこれが世界の緊張緩和にもつながると考えている人もいるわけだが、実際には、グローバル化がかえって、緊張を刺激することになってしまっている。

3. 自由貿易と保護貿易に関する議論

無論、全体の議論はある。日本経済にとってである。

その結論はある程度決まっている。まず、それは、日本経済にとって利益があるのかどうか。この時に持ち出されるのが、比較優位の理論である。これからすると、自由貿易が進展する方が国全体としては利益になるという考え方となり、自由貿易推進、具体的には、特にこの場合などは顕著であるが、消費者の利益が生産者の不利益を上回ることが根拠となって、関税撤廃の方向への議論となる。不利益を被る生産者に、仮に、そのための補填費用を支払っても所得移転の範囲内と考えることが出来るため経済規模の問題は起らない。

しかし、これについては、二つほど留意点があることを指摘しておきたい。

一つは、長期的には、商売替えのコストを考える必要がある。リカードの理論では短期的には、移動（転職）のコストが0と考えていたが、当然、時間コストも0となる。が、それは非現実的である。特に転職のコスト、その際の時間コストについては、人間の寿命が限られていること、リスクは心理的負担と責任を伴うこと、という要素に注目したときに無条件に受け入れられないことは明白と言っていいであろう。

もう一つあるのは、日本の補填費用の算定についてである。これを誰がどのように行うのか。経済全体としては所得移転であると言うことは先に述べたが、どの程度の移転が社会全体として受け入れられるのかは議論がある。経済的な問題ではなくきわめて政治的な問題であって、そこには、定式化した解を導く理論があるわけではない。

IV. 米中貿易摩擦より

本章では、米中貿易摩擦について分析する。これもナショナリズムの対立が、国際経済的には曲解されている例として挙げることが出来ると考えられるからである。

1. 米中貿易摩擦の実際*注5

前章で指摘したことは、新しい貿易摩擦の話題、米中貿易摩擦に対しても適用できる。

2017年1月、アメリカファーストをスローガンに掲げたトランプ政権が誕生し、対外通商政策では保護主義が復活することになった。経済学用語で保護とは自由の反対語であり、ここで保護するのは

国内にある産業、中でも、国際競争力が低く輸出などできない産業を保護するという意味である。(一般用語では、自由という語は理由なく良いこととされることが多いようであるが、少なくとも経済学用語では、自由あるいは自由主義・自由貿易は中立の概念であり、保護あるいは保護主義、保護貿易と比べて良い悪いの価値判断にはなじまない。) 国内産業の保護＝自由の規制は、具体的には関税をかける形で行われる。

2018年に突如として、しかし、トランプ政権の当初のスローガン通りに米国の対外貿易摩擦ははじまり、互いに譲れない報復合戦となっていった*注6。まず最初にトランプ大統領は安全保障上という理解に苦しむ理由から、鉄鋼・アルミ製品にそれぞれ25%、10%の関税を掛けることを示唆した。これに対し両製品を米国に輸出するほとんどの国々は(日本を除いて)報復を示唆する。トランプ大統領はいくつかの国に対しては同盟関係などを理由に関税を取り下げ、最終的には中国、日本などの国が制裁対象となった。

同年6月には、対中国狙い撃ちで500億ドルにのぼる輸入関税の導入を示唆、2000億ドルを超える輸入品に関税を掛ける可能性に言及した。事ここに至って中国側は関税の引き上げ措置だけでは同等の対米対抗措置が出来ないという奇妙な事態が起こることとなった。なぜなら米国から中国への輸出額は2017年、年間1300億ドル程度と2000億ドルに満たなかったからである。

2. 米中貿易摩擦の影響

このような大規模な関税引き上げは広範囲に経済的影響を及ぼす。米国の国内に目を向けると、EUからの対米報復関税の余波を受け、ハーレー・ダビッドソンに象徴される米国国内製造業が、米国からの輸出を断念し関税のかからない第三国からEUへ輸出することを模索している。典型的な迂回輸出をせざるを得ない可能性が出てきたのである*注7。

また、本来今回の関税導入措置と関連の薄いはずの農産物の物流情勢にも影響が出てきている。中国側の対抗措置により、米国の大豆農家が中国に輸出ができなくなった分大豆を米国国内で消費してもらうため、納豆カクテルの商品化すら試みる状況に追い込まれている。一方、中国国内では米国産大豆の価格上昇に対処するため、中国政府が大豆の国内生産増を奨励し始める。しかしながら、そう簡単には作付け変更が出来るわけもなく、いまのところ大きな効果は出ていない*注8。

中国国内から米国へ輸出されるロボットの製造では、さらに複雑さが増す現象が起きている。ロボットの部品の中には、たとえば、付加価値の高いIT関連の頭脳部分にかかわるものなど日本から供給される部品も多数ある。このように中国国内から米国への輸出が制限される事態が発生した場合、中国以外の他の国も影響を受けることになる。その中国以外の国の中には、日本どころか米国自身も入ることになる。

3. 米中貿易摩擦の影響分析

以上のことからわかることは、トランプ大統領の貿易制限措置は、米国の対中貿易赤字を減らし、米国国内製造業を復活させ、国内の雇用を生み出すことが目的だったが、図らずも、米国国内製

造業の海外移転を招き、ひいては、米国内の雇用減退にすらつながる事態を招いてしまったと言うことである。あえて言えばこれは米中貿易摩擦などではなく、米国の製造業 vs 米国の農家という米国同士の図式になっているのである。これは、まさにⅡ章で指摘した日本の農家 vs 日本の製造業の図式と同じであり、ここでも中国の影が薄くなっているのである。

地球規模で経済依存状況が進展し複雑化している現在、今回の事件は、関税引き上げという単純な手法では一国だけが満足するような成果を引き出すことはきわめて困難だということを明確に知らしめた出来事ということになるだろう。

V. 貿易摩擦と国際法

本章では、貿易摩擦と国際法の関わりについて述べることにする。

1. 国際法とその効力

国際法という言葉がよく使われる。政治家が外交を扱うときにもよく使う言葉である。国際法に則って、といわれるとほとんどの国民は黙ってそれを鵜呑みにしてしまう。しかしこの考え方には大きな問題点がある。

第一に、国際関係（国際社会）は法治国家が国内で法を基に取り仕切られるようにはなっていないと言う点である。どちらかという、むしろ無法状態と言っていい。まさに、力関係がものを言う世界である。その好例が、米トランプ政権時に世界に対して、特に中国に対して起こした貿易措置に対して、各国が米国に取った態度に表れている。中国はもちろんのこと、米国とむしろ同盟関係にあるヨーロッパ諸国が、米政権に対して強く反発したが、米国側との間で法律的に決まった措置が執られることはなかったのである。日本に至っては米側に自国の除外を申し入れるのみに終わっている。

2. 国際法とナショナリズム

第二の国際法の問題点を述べておく。民事的な訴訟というものはおおむねこうである。まず、事象が起こってこれに反応して一方がことを起こしてしまうのである。訴える前にである。

そして、その、いわば実力行使が妥当であるかどうかは後から決めるのである。当然のことながら承服できない相手国は、外交的メンツが前面に出て、対抗措置が執られることになる。そして、どちらか、あるいは双方から、国内法という民事訴訟、訴えが起こされるのである。

国内法と異なるのは規定が事細かに決まっているわけではないという点である。事細かに決めることは可能なのであるが、それでは双方が、というか、誰もハンコを押さない。しかして国際法、あるいはそれに準じて影響力があるはずの国際協定が成り立たなくなってしまうのである。

従って、国際社会、そして、国際法の世界では、法的拘束力が弱いのである。罰則規定が非常に少ないかあるいはあっても効力が弱く、それを実行する国際機関も極めて乏しいと言うことになる。

3. 国際法とWTO三原則

この節では、国際法に関連してWTOについて述べることにする。WTOには大きく三つの禁止事項がある。第1に、輸入の直接的ないわゆる数量制限の禁止である。制限を行うのであれば、関税を使うということである。これにより、関税をかけることによって、数量が抑制されることを試みるのであって、その結果は数量がどの程度になるかは、予測の範囲でしかない。かりに、その予測の数倍の数量が輸入されても致し方ない。「関税化」という考え方である。

第2は、関税（率）の（再）引き上げの禁止である。一旦引き下げに応じた関税を再度引き上げてはならない。混乱の元だからである。

第3は、特定国への貿易措置の禁止である。同じ措置を講ずるにしても、今回のように中国だけに制限を加えることはしてはならない。

こうした3原則は守られるべきであり、この原則に対して例外措置を講ずるときは理由も決まっている。それは、自国の安全保障に関わるときである。例外措置によりこの産業を失うことが安全保障上喫緊の課題とされるときに行われる措置と認められれば、この3原則が押しのけられる可能性がある。今回の米国の言い分もこれであるが、鉄鋼やアルミといった、むしろ米国国内では衰退していた産業を今更守ることが安全保障上必要だという考えに理解を示すことはかなり難しく、実際ほとんどの相手国は強くそれを非難していた。これが通れば、いわば何でもありという、無理を認めてしまうことになる。

4. 日本政府と国際法

相手が米政府でなければこのような態度を取るだろうかということを考えれば、特に日本政府の場合、疑念がわくのは致し方ないところである。いわば、法治の状態でないことを象徴する典型的な出来事と言えよう。

日本国民の反応について言及しておく。

日本は法治国家であり、同調圧力などむしろマイナスの要素があると言われるほど決まり事で世の中が動いていく。殊に法律に対する畏敬とも言える念は強いいため、国際法と言われると当然のごとく世界中の国々が受け入れていると勘違いしてしまい、よく確認もせずそれをよしとしてしまう傾向にある。しかし、上記のように国際法と国内法はその実効性において大きな違いがあるのである。

ここで、日本政府の態度に問題が出てくる。日本政府は法的根拠や法的解釈を日本に有利に解釈してしまう嫌いがあるのである。どこの国とでもそうであるが、日本の場合、国民がそれを納得してしまうため、国際関係を複雑化させることに一役買ってしまっていることを指摘しておきたい。

VI. 結 論

1. 貿易摩擦の根本

ここで、貿易摩擦の比較を通じて、貿易摩擦の根本を確認しておくことにしよう。

貿易摩擦の根本は、ナショナリズムである。解決策は実体経済、国際経済的なものとはかけ離れる

ことがある。これを明らかにするために、ここで取り上げた日中、米中摩擦についての比較を試みることにする。

表2は、日中間、米中間で起こったときの国際貿易・通商摩擦に対する比較である。

	米中	日中
・年	2018	2001
・金額	500億ドル超	500億円
・品目	1000超	3
・打撃は	きついところを狙い撃ち。 かなり大規模。	影響を避ける努力。 ほぼ無し。

(各種報道より筆者作成)

これを見てわかるとおり、相当の差がある。量的な差はここまで来れば質的な差である。はっきり言ってしまうと、この二つを貿易摩擦として同じ組上にあげるのは不適切なのである。

まず、実際に影響を受ける金額を見てみよう。米中については500億ドル超であるのにたいして、日中のそれは500億円である。1ドル100円の時代はとうに終わりを告げたようであるが、100倍以上の差と言うことになる。影響を受ける輸出品の品目数にしてみれば米中は1000品目超に対して、日中はわずかの各々3品目である。ほとんどないに等しい。

今度は関税引き上げ対象を輸出額全体との割合で考えてみよう。中国側が特別関税をかけることを通達してきたのであるが、自動車、エアコン、携帯電話の3品目の輸出額は日本から中国への輸出額でその1.9%であった。これもきわめて軽微である。これに対し、米中貿易摩擦の場合、米国側が対中輸入のほぼ40%になり、中国側に至っては対米輸入の100%（実施されるとするとすなわち全品目）を対抗措置を執っているうちに超えてしまい、これ以上の制裁が実質的には出来ないほどになってしまったのである。

しかし、貿易摩擦と論じられてしまうと、この二つとも同じと言うことになる。そして、その共通項が、ナショナリズムのぶつかり合いということである。これで考える限り、貿易関係のわずかな行き違いは全て国家レベルの争いになる可能性を秘めているということなのである。

2. ナショナリズムを脱するために—今後に向けて—

国際経済学に携わる研究者は常にこのことに気を配る必要がある。貿易とは、そして、通商とはどちらか一方の国が利益を独占したりするケースなのだろうか。そうではないのである。そうでないのであれば、2001年の事件を日中両国、あるいは今回の事件を米中両国の対立ととらえるのではなく、各国内、時には第三国内のステークホルダーにブレイクダウンしてその利害関係を明確化、単純化す

ることによって、より理論的な分析を行い、かつ、余計な国家間対立を巻き起こすことに荷担することのないようにするべきである。

どこかに、国際法という何百条から構成される法律の文章群がある。そして、それには国際社会に生きる全ての人々が守らなくてはいけない決まりが書いてある。国際法に触れることをする国は、国際法に則り、国際社会から断罪される。このような思考回路で考えた場合、そして、あえて日本というが日本の政治指導者が、国際法に則りといえば、まるで相手国がきわめて、(あたかも日本国内で、国内法に違反している人に目を向けるように)、人の道に外れた、理不尽なことを行っているかのように映ることになる。しかし、実際に、国際法の実態を捉えてみると、そのようなことは言えないのである。

貿易摩擦の例は、これに加えて、経済利益があたかも国ごとに一本であるような錯覚から発展している好例(悪しき例?)である。近代史をひもとけば、貿易関係が、様々な誤解の元に、しかも、あつという間に両国対立を引き起こし、紛争、戦争にまで発展した例の枚挙にいとまがない。我々はこのことにきわめて注意深く留意するべきなのである。

3. 今後の課題

本論文に関連する今後の課題について述べる。

ここでは、二国間貿易摩擦について取り上げているが、問題は、ここに留まらない。まず、二国間貿易以上に現在注視されているのは多国間貿易、すなわち、地域経済連携協定の類いである。具体的に、日本周辺の地域で見ると、TPP、RCEP、APECがあり、近年では、IPEF(貿易関連は一部のみ)も登場している。このような枠組みについて、同様な視点で分析が可能なのか、考察してみる必要がある。

次に、「貿易」から発展して、「通商」摩擦についても述べる必要がある。すなわち、物品・商品貿易に留まらず、サービス貿易についても分析が必要であり、さらには、貿易という枠を越え、投資についても考える必要がある。また、その先として、TPPなどの協定で話題となっている、非関税の部分、一般的な決まり事部分をより鮮明にする必要もある。

これらの問題は常に、ナショナリズムの観点を有している。もともとは国内貿易だってあるし、国内投資もある。国があるからこそ、貿易があり、国際投資があるのだ。そう考えれば、グローバル化というのは、世界、地球全体を包み込むような観点であるが、言い換えれば、ナショナリズムがあるからこそ成り立つ概念なのである。

我々は、グローバル化、あるいはその前の段階になるのだろうか、国際化について論じるときは、このことを常に念頭に置いて分析するべきであり、今後はこのことについての考察に進んでいきたい。

(主要参考文献・情報)

阿部顕三(2015)『貿易自由化の理念と現実』NTT出版

伊藤元重(2005)『国際経済入門改訂3版』日本経済新聞社
大矢根聡(2016)『FTA・TPPの政治学』有斐閣
外務省 世界貿易機関(WTO)のページ外部リンク
関志雄(2002)「日米貿易摩擦から日中貿易摩擦へー歴史から学ぶべき教訓ー」、RIETI
経済産業省「セーフガードに関する協定」の項を参照
経済産業省「WTO」
財務省 関税・税関 WTOのページ外部リンク
農林水産省 国際関係情報外部リンク

日本経済新聞 (引用年月日については、注参照)

JETRO 統計ナビ
WTO ホームページ

(主要参考統計)

World Economic Outlook Database (2022) IMF
UN comtrade(2022) United Nations

-
- *注1 日本経済新聞 2001/6/6、6/10を参照
*注2 ここでは、二つの報道ニュースを紹介することにする。
1つめは、2001年6月21日に報道されたNHKのニュースである。
2つめは、これも同時期、2001年6月25日、週刊子どもニュースである。
*注3 経済産業省「セーフガードに関する協定」の項を参照
*注4 日本経済新聞 2001/7/7、7/10、11/22を参照
*注5 ここでは、二つの報道ニュースを紹介することにする。
1つめは、に報道された国際報道2019というNHKBS1で放送された番組である。
2つめは、これも同時期、というニュース形式の解説番組である。
*注6 日本経済新聞 2018/4/4、4/5を参照
*注7 日本経済新聞 2018/3/6を参照
*注8 日本経済新聞 2018/10/27を参照